

一般財団法人新しき村 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人新しき村と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県入間郡毛呂山町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、すべての人間が天命を全うし、各個人の内にすむ自我を完全に生長させ、自然と共生する理想社会「新しき村」を、各人の自発的な協力によって実現する活動を行い、より良い社会の形成の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 当法人が所有する土地に、農業を中心とする完全協同社会の模範を創り、「新しき村」精神の実践の場とする事業
- (2) 全域の緑地化・森林化をはかり、新しき村内の施設・住居・水田・農地外の地帯を「新しき村・里山的景観」として維持管理し、近隣及び一般の人々の憩いの場、文化交流の場とする事業
- (3) 「新しき村」の創始者・武者小路実篤を記念して設立された「新しき村美術館」を公開し、実篤の書画、新しき村の歴史資料の展覧により、新しき村が目指す「美愛真」の世界を多くの人々に知らせる事業、及び「新しき村生活文化館」を広く一般の人々に、芸術作品等の展示場として無料開放する事業
- (4) 真に人間らしく生きることを願っている国内外の有志に「新しき村」の存在を知らせ、その連携の輪を広げ、会員同士の親睦等を図る事業
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、埼玉県において行う。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 当法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、当法人の基本財産とする。

2 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議委員会の承認を要する。

3 別表第2の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律5条16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 当法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画及び収支予算書」という。）は、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第一項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一

一般の閲覧に供するものとするとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧等に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 当法人に、評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ その評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に変更があつたときは、2週間以内に登記しなければならない。

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第13条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員に対してその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定による。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び評議員並びに監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する費用等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第16条 定時評議員会は、定時評議員会として毎年3月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集権者)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決について特別の利害関係を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定めた事項
- 3 理事又は監事を選任する決議に際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した代表理事が記名押印する。

第6章 役員

(役員)

- 第20条 当法人に、次の役員を置く。
- 理事 3名以上10名以内
 - 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事以外の理事のうち3名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。この代表理事を理事長と呼ぶ。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 理事会は、第2項で選定された業務執行理事の中からその決議によって副理事長及び専務理事を選定することができる。ただし、副理事長は1名、専務理事は1名とする。
 - 5 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
 - 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他政令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 7 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令に定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務及び権限）

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより当法人を代表し、職務を執行する。
 - 3 業務執行理事は、理事会で別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
 - 4 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第23条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は前任者の任期満了のときまでとする。
 - 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

- 第25条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし常勤理事および監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解任

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければなら

ない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名・押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条についても適用する。

(解散)

第34条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第35条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官

報に掲載する方法により行う。

第10章 顧問・相談役

(顧問)

- 第38条 当法人は、顧問を置くことができる。
- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において選任する。
 - 3 顧問は、理事会の諮問に応じ意見を述べる。

(相談役)

- 第39条 当法人は、相談役を置くことができる。
- 2 相談役の選任及び解任は、理事会において選任する。
 - 3 相談役は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。

(任期)

- 第40条 顧問及び相談役の任期は2年とし、再任を妨げない。

(報酬等)

- 第41条 顧問及び相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第11章 会員

(会員)

- 第42条 当法人の主旨に賛同し新しき村に村内会員として入村する者又は当法人の事業に賛同する個人又は団体、村外会員とする。
- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

附 則

(設立時評議員)

- 第1条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

熱田 延雄
綾部 有子
五十嵐 修
岩月 槿子
川野 今朝治
川辺 賢一
宍戸 寛之
檜崎 和子
平野 秀治
山口 きん
山田 政一
矢幡 多美子
和田 東市
栗田 千鶴子
片平 裕二

2 この法人の最初の代表理事は石川清明とする。

(法令の準拠)

第2条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上

別表第 1 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)第 5 条関係

毛呂山町 土地					
No.	所在地			地目	地積(m ²)
	大字	字	地番	登記	登記
1	葛貫	鴻巣	334	田	875
2	葛貫	本社	339	田	2760
3	葛貫	本社	340	田	412
4	葛貫	本社	341	山林	179
5	葛貫	本社	342-2	山林	12,076
6	葛貫	本社	342-5	山林	289
7	葛貫	本社	344-1	山林	752
8	葛貫	本社	418	田	1,219
9	葛貫	下中尾	421-2	宅地	357.07
10	葛貫	下中尾	421-3	山林	5,035
11	葛貫	下中尾	422-1	山林	2,106
12	葛貫	下中尾	422-2	畑	1,316
13	葛貫	下中尾	423-1	宅地	7,519.47
14	葛貫	下中尾	423-2	畑	2,846
15	葛貫	下中尾	423-4	宅地	565.91
16	葛貫	下中尾	423-5	宅地	182.39
17	葛貫	下中尾	423-6	畑	230
18	葛貫	下中尾	423-7	畑	1,232
19	葛貫	下中尾	425-1	山林	615
20	葛貫	下中尾	425-2	山林	2,945
21	葛貫	下中尾	425-4	山林	1,129
22	葛貫	下中尾	430-1	山林	2,690
23	葛貫	下中尾	430-3	畑	1,288
24	葛貫	下中尾	430-4	宅地	1,119.60
25	葛貫	下中尾	467-1	畑	154

26	葛貫	中尾	432-1	山林	1,603
27	葛貫	中尾	432-3	山林	20
28	葛貫	東原	522-2	宅地	740
29	葛貫	東原	525-1	宅地	1,599
30	葛貫	東原	525-3	山林	124
	合計				53,978.44

坂戸市 土地					
No.	所在地			地目	地積(m ²)
	大字	字	地番	登記	登記
1	多和目	丸山	1483	宅地	514.94
2	多和目	丸山	1484	宅地	604.89
3	多和目	丸山	1485-1	宅地	153.86
4	多和目	丸山	1485-2	宅地	234.95
5	多和目	丸山	1485-3	宅地	865.60
6	多和目	丸山	1486	宅地	2,544.84
7	多和目	丸山	1487	畑	612
8	多和目	丸山	1488	宅地	440.34
9	多和目	丸山	1489	畑	4,076
10	多和目	丸山	1490	宅地	903.54
11	多和目	丸山	1493	宅地	1,884.40
12	多和目	丸山	1495	宅地	1,997.88
13	多和目	丸山	1496	山林	1,802
14	多和目	丸山	1498	宅地	1,604.80
15	多和目	丸山	1499	宅地	729.42
16	多和目	丸山	1500	宅地	732.24
17	多和目	丸山	1501	宅地	726.63
18	多和目	丸山	1502-1	宅地	463.68
19	多和目	丸山	1502-2	宅地	346.21
20	多和目	丸山	1503	山林	1,457
21	多和目	丸山	1504	宅地	1,707.10
22	多和目	丸山	1505	山林	93
23	多和目	中尾	1508-1	山林	455
24	多和目	中尾	1508-3	畑	544
25	多和目	中尾	1509	田	103
26	多和目	中尾	1510	田	585
27	多和目	中尾	1515	田	188

28	多和目	中尾	1516	田	3,041
29	多和目	中尾	1519	田	1,055
30	多和目	中尾	1520-1	畑	875
31	多和目	中尾	1520-3	宅地	672.82
32	多和目	中尾	1520-4	山林	553
33	多和目	中尾	1520-5	宅地	607.16
34	多和目	中尾	1520-6	畑	1,047
35	多和目	中尾	1522	田	2,858
36	多和目	仲町	1528	田	2,043
37	多和目	仲町	1532	田	1,671
38	多和目	仲町	1533	田	81
39	多和目	仲町	1535	田	2,259
40	多和目	仲町	1559-1	宅地	689.22
41	多和目	蛙ヶ池	1466-3	山林	248
42	多和目	蛙ヶ池	1466-5	山林	185
43	多和目	蛙ヶ池	1476	田	2,671
44	多和目	蛙ヶ池	1479-1	畑	501
45	多和目	蛙ヶ池	1479-4	墓地	756
46	多和目	蛙ヶ池	1480	田	1,314
	合 計				49,497.52

別表第2 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定財産)

第5条関係

財産種別	場所・数量等
美術品	場所 新しき村美術館
油絵	27点
掛け軸	28点
色紙	108点
水彩	9点
装丁原画	1点
貼交屏風	6点
デッサン	17点
画帳	1点
寄書き	1点
御所人形	2点
彫刻	1点
スケッチ	1点
短冊	9点
原稿	1点
彫像	2点
ブロンズ・レリ	13点
書簡・はがき	4点
エッチング	2点
和歌懐紙	1点
竜泉窯青磁耳	1点
鶏 竜山鉄笑	1点
織部向付	1点
織部徳利	1点
黒楽茶碗	1点
筒形花活	1点
乾山角向付	1点
厨子入念持	1点
素描	2点
軸・書・書画	10点
鳥獣戯画写	1点
置き物	1点
まさかり	1点
半鐘	1点
実篤胸像	1点
仏頭	1点
遺品	4点

